



「民主的ローズヴェルト」：フランクリン・D・ローズヴェルト大統領と日系アメリカ人集団強制立ち退きの決定

| | |
|-----|---|
| 著者 | 桑井 輝子 |
| 雑誌名 | 長野県短期大学紀要 |
| 巻 | 46 |
| ページ | 123-133 |
| 発行年 | 1991-12 |
| URL | http://id.nii.ac.jp/1118/00000420/ |



「民主的ローズヴェルト」

——フランクリン・D・ローズヴェルト大統領と日系アメリカ人集団強制

立ち退きの決定——

桑井輝子

I. はじめに

1991年8月24日、ソヴィエト連邦大統領ゴルバチョフは、共産党中央委員会の自主的解散を勧告し、自らは党書記長を辞任する声明を発表した。翌8月26日、信濃毎日新聞は、「クーデター阻止に立ち上がった国民は、帝政ロシアから共産党一党支配に連なる独裁政治に終止符を打ち、この地に初めて市民革命を実現させたといえる。その民主希求は後戻りしない強固さを示した」と社説で論じ、ソヴィエト連邦保守派によるクーデター失敗から今日に至る一連の脱共産主義運動を民主主義運動として高い評価を与えた。

「民主主義」という概念は、戦後世界の東西冷戦構造の中でも、プラスのシンボル価値をもつ政治理念として捉えられてきた。そこで、東西両陣営では、それぞれ、その政治体制を「民主的」であり、反対陣営を「反民主的」と批判し、その政治体制を擁護してきた。現在、ソヴィエト型の「民主主義」はその国民からも反民主的の烙印を押され、放棄される運命にあるようであるが、アメリカ型の「民主主義」に問題はないのであろうか。

現代アメリカ史上もっとも偉大な大統領をあげるならば、フランクリン・D・ローズヴェルト（以後FDRと略す）であろう。かれは、国民の圧倒的共感と支持を得てアメリカ史上空前絶後の四期大統領職に選出され、かつ現代アメリカおよび世界秩序の構築者の一人として、歴代大統領の中

でも傑出した大統領に数えられている。かれの政治家としての成功は、『民主的ローズヴェルト』¹という伝記の表題に集約されるであろう。しかし一方において、かれは1942年2月19日、大統領令9066号に署名し、陸軍省長官および軍司令官に対し、軍事上の必要に応じて防衛地区を設定し、「いかなる、あるいは、すべての人々」に立ち退きを命じる権限を与え、日系アメリカ人²12万人の強制立ち退き・収容の道を開いた。実施当時ほとんど批判を受けなかったこの事件は、アメリカ民主主義史上の汚点として、また国際的な人権擁護運動の功労者³としてのFDRの経歴の汚点とみなされている。

日系人の強制立ち退き・収容に関しては、これまでに多くの研究業績の蓄積がある。なかでも、なぜこのような大規模な市民権の侵害が起きたのか、その発生のメカニズムと責任の所在をめぐる論議が、当局側の「軍事上の必要」⁴を口実とする正当化を批判する形で、もっとも早くから展開されてきた。これまでの研究業績の論点は、時代的につぎの4グループに大別できる。第一のグループは、日系人の強制立ち退きと続く強制収容をまのあたりに観察し、日系人の苦境に同情し、戦中・戦後直後に出版されたもの。ケアリー・マックウィリアムズやモートン・グロズィンズの研究に代表される⁵。かれらは西海岸の諸団体、マスコミ、政治家の言動を考察し、経済的理由から日系人を排除しようとした西海岸の圧力集団が地

方政治家を動かしたとみなす。しかし、カリフォルニア州産業関係省の移民・住宅局長であったマックウィリアムズの著作は、早くも戦時中の1944年に出版されたものの、あまり関心を集めなかったという⁶。また、グロズィンズは日系人の立ち退き・収容を文化人類学的視点から調査し、記録しようとしたカリフォルニア大学バークレー校「日系アメリカ人立ち退き・再定住研究」プロジェクトの主要な調査員として調査に加わっていた。しかしかれの論点は同プロジェクトには受け入れられず、出版は否定されたという⁷。両者とも、FDRは戦争遂行のため多忙であり、問題の本質を顧慮する余裕がなかったとみなしている。第二のグループは、西海岸の世論の高まりと政治家の動きと立ち退き政策決定の関連を分析し、第一のグループの説を斥け、決定は「軍事的必要」から西海岸の防衛を担当した陸軍の出先機関が推進したと論じる。カリフォルニア大学バークレー校「日系アメリカ人立ち退き・再定住研究」プロジェクトのテンブロックらの論点である⁸。第三のグループは、立ち退き政策の決定は、局所的な西海岸の勢力によって引き起こされたのではなく、中央の陸軍省幹部によって立案・推進されたと論じる。陸軍省の軍事史担当官であったステットソン・コンは、従来の研究者には入手しえなかった陸軍省内部資料を詳細に検討することによって、政府部内の政策立案過程を探り責任の所在を考察するという視点を開いた⁹。第二、第三のグループとも大統領としてのFDRの責任を指摘している。第四は、ロジャー・ダニエルズに代表される立場で、直接的な政策決定のメカニズムはConnの立場を踏襲しつつも、アメリカにおける東洋人排斥の歴史的視点から日系人の立ち退き問題を捉えなおし、これをアメリカ社会の抱える本質的問題点として提示している¹⁰。

日系人の強制集団立ち退き・収容の責任は、「戦時民間人再配置・収容に関する委員会」の報告書が結論しているように、「人権偏見、戦争ヒ

ステリー、政治的指導力が充分発揮されなかったこと」が複合的に形成したものであろう¹¹。しかし、これまでの研究では、世論の動向や、西海岸の政治家の言動、司法省や陸軍省の官僚の動きに関する詳細な分析に比べ、民主主義政治体制下における大統領職（国家の首長、行政府の長、軍の最高司令官）の問題としてはあまり考察が加えられていない。そこで「民主化」が注目を浴びている現在、「民主的」指導者としてのFDRの役割を考察する意義があろう。

また1991年は日米開戦50周年であると同時に、1791年12月15日にヴァージニア州が憲法修正10カ条を批准し、もって「権利の章典」が成立した200周年でもある。こうした時期に、日系人に対する太平洋岸防衛地区からの強制立ち退きと内陸部の転住所への収容を再検討することは、ともすれば日米関係の破局への道に関心が集中しがちな昨今、意義あるものと思われる。なぜなら、日系人の強制集団立ち退き・収容事件は日米戦争と「権利の章典」として憲法を修正した精神と密接なかかわりをもつからである。

II. 国民の代弁者

選挙によって代表が選ばれるシステムにおいては、被選挙者は、権力を行使する指導者としての力量を認められるとともに、自分たちの心情を代弁していると有権者に理解されなければならない。尊敬に値する強力なリーダーであり、かつ皆と同じ仲間であるという、二重の役割を同時に演じられなければならない。ウィルソン政権下で海軍次官を務めたFDRはウッドロー・ウィルソンの国際連盟構想を信奉していた。ウィルソンの大統領の国際連盟加入失敗をまじかに見て、かれは、代議制共和政治の下では、権力の源は選挙の勝利であり、理想がいかに高邁なものであれ、大統領といえども世論とかけ離れて独走することはできないという教訓を学んだ。この教訓から、FDRはい目的の遂行のためには政敵とも妥協する政界での

処世術を身につけたという¹²。

FDRは1942年2月19日、大統領令9066号に署名し、陸軍省長官および軍司令官に対し、軍事上の必要に応じて防衛地区を設定し、「いかなる、あるいは、すべての人々」に立ち退きを命じる権限を与えた。同大統領令の文言は日系人を特定したものである。しかし、世論の動向はこのころまでには、敵性外国人すべてを対象にするのではなく、市民を含めた日系人だけの立ち退きへと傾斜していた。このようなときに、アメリカ合衆国大統領として、陸・海軍の最高司令官として、憲法に抵触しうるかもしれない強大な権力を行使するにあたって、FDRは得意のラジオ演説や新聞記者会見で、国民の向かってその是非を論じることはしなかった。FDRは日系人の立ち退き問題をめぐって、世論の動向を気にかける必要はなかったのである。その理由の一つとして、開戦からこのときまで、1942年秋の大統領選挙に向かっているFDR人気が蔭りはみられなかったことがあげられる。世論調査で、今日、ローズベルトに投票する、と答えた数字は1941年11月の70%を最低にして、1942年1月初旬には84%に上昇、その後数か月は70%後半の数字で推移していたという¹³。高い支持率である。つぎに、マスコミ、議会、そして対象となる日系人から大きな反対の声がなかったことがあげられよう。

日系人の強制集団立ち退きは、実施当時リベラルなジャーナリストやマスコミを含め、アメリカ国民に幅広く支持された政策であった。リベラルとして知られた時のカリフォルニア州司法長官アール・ウォーレンは、後にアメリカ合衆国最高裁判所長官となり1954年のブラウン対教育局における判決など公民権の拡大に多大な功績を残したが、かれも積極的に日系人の立ち退きを要求し、正当化した一人であった¹⁴。また、「言論界第一の日系アメリカ人擁護者」と評された¹⁵前述のマックウィリアムズでさえ、1942年9月には、約12万の日系人強制立ち退きが短時間に支障なく完了した

ことを、「陸軍の大きな戦功として評価されなければならない」と評し、皮肉にも、「我国の歴史上前例のないこの出来事」と称賛した¹⁶。

ダニエルズは、「〔1941年〕12月、〔1942年〕1月、2月、3月を通じ、連日のように、太平洋岸のマスコミのほとんどが、．．日本人すべてに対する毒悪な人種的憎悪を吐きだしていた」と記している¹⁷。しかし、これは西海岸の歴史的な排日感情を単純化し過ぎた記述である。1941年12月8日から3カ月間、カリフォルニアの日刊紙約70紙の論説や投書を分析したのグロズィンズによれば、少なくとも当初の4週間は、カリフォルニアの世論は日系人に対し好意的な姿勢を示していた¹⁸。テンプロックも1月下旬から2月初旬にかけて、西海岸の世論が大きく日系人不信・立ち退きへと変化したことを認めている¹⁹。実際、真珠湾奇襲攻撃の翌日、FDRが大統領として議会に対し、12月7日を「屈辱に生きる日」と呼び、対日宣戦布告を求めた日に、ワシントン州選出の下院議員ジョン・M・コヒーは議場で「日本人の血をひく合衆国の住民」を「日本の戦争機関の犠牲者」とみなし、日系人に対する公正な取り扱いを求める発言を行なった。そして「〔日本人〕を不当に扱って権利の章典を愚弄してはならない」と主張した²⁰。また、ロサンゼルス・タイムズ紙も同日、「何千もの日本人は善良なアメリカ人であり、アメリカ人として生れ、教育されている」と論じ、軽拳妄動を戒めた²¹。その後もカリフォルニア州知事をはじめ、西海岸の当局者たちも敵性外国人に対する公正な取り扱いを論じていた²²。

開戦直後のこうした日系人に対する節度ある態度は、42年1月下旬から次第に薄れていく。その理由として、一つには日本軍の「快進撃」による西海岸の人々の恐怖感が挙げられよう。しかし、マスコミ報道が世論に与えた影響も見逃せない。早くも1942年6月6日に立ち退き政策を批判したチャールズ・イーグルハートの指摘によれば、1942年1月25日に最高裁判事オーエン・ロバーツ

を長とする委員会の真珠湾攻撃に関する調査報告が報道されてから、西海岸のマスコミの論調は一変したという²³。同調査報告は結論として、真珠湾攻撃の際、日系人の破壊活動や第五列活動は行なわれなかったと結論づけた。にもかかわらず、12月7日に向けて日本領事館を中心とするスパイ活動が強化されていったかのような印象を与える記述を行ない、その論旨とは逆に、排日論者たちが長年主張してきた日系人スパイ説を「立証」したかのように報道された²⁴。

さらに、開戦後、日本軍退役軍人、国際商人、日本人会の幹部、日本語新聞記者、日本語学校教師、僧侶や神主、武徳会や兵務者会の会員、あるいは日本海軍の練習艦などが入港した際に積極的に接待した婦人会有力者などは矢継ぎ早にFBIに検挙された。その数は42年2月中旬までに西海岸の日本人成年男子の10%にのぼったという²⁵。そして多数のライフや短波ラジオなどを押収した。かれらの逮捕拘引は実際のスパイ活動の有無とは無関係で、むしろ日本文化や価値観の担い手とみなされた組織のリーダーであることが逮捕の理由だったと思われる²⁶。とはいえ、日系人の有力者が「スパイ容疑」で一網打尽的にFBIに逮捕され、連行されていく姿が写真入りで、一面トップに大々的に報じられたことは、「事実」の報道として日系人に対する不信感を強める効果があったはずである。

マスコミが世論を方向づける役割を演じたとすれば、この「事実」の報道の影響力は見逃せない。と同時に、明らかに世論操作と思われる事例もみられた。ロサンゼルスを拠点とするニュース解説者ジョン・ヒューズは、1月5日以来、全国ネットを通して、西海岸の日系人の危険を訴え、当局に断固たる処置を要求しつづけた²⁷。そして、当時もっとも権威あるコラムニストとみなされていたウォルター・リップマンが、1942年2月12日、絶妙なタイミングで、集団立ち退き決定を政府に迫る言論を、ワシントンポスト紙他多数の新聞に

発表した²⁸。

こうした世論の硬化を敏感に感じとって、また自らの信念として、西海岸の政治家たちは日系人の立ち退きを連邦政府に要求した。1月30日、西海岸選出の下院議員たちは、市民も含めた敵国系の人々を立ち退きないし抑留させる権限を陸軍省に与えるよう、大統領に求めた²⁹。その後、2月に入ると西海岸の政治家やマスコミだけでなく、全国レベルで日系人の立ち退きが主張されるようになっていた³⁰。

日系人立ち退き論の論点は、まず第一に「軍事上の必要性」である。「国家の安全にかかわるとき、個人の権利への配慮よりも共通の安全を優先させなければならない」とするスティムソン陸軍長官の公式見解に代表される論拠である³¹。西海岸は「戦闘地域」だというのである。日本軍の侵攻は差し迫っており、日系人の忠誠を一人一人検証している時間はない。これが第二の理由である。「太平洋岸に重大な破壊活動がなかったということは、この突然の攻撃がよく計画準備され、打撃が最大の効果をあげられるまでうまく隠されている」と、リップマンは西海岸の立ち退き論を代弁している³²。カリフォルニア州知事カルバート・オルソンや司法長官アール・ウォーレンが「国防移動調査特別委員会」で証言したところでは、白人種であるドイツ人やイタリア人に関してはその忠誠・不忠誠の区別ができるが、「日本生まれの日本人やアメリカ生まれの日本人」に関しては区別ができない。「事実を立証する方法はない」というのである³³。加えて、歴史的な排日論では、日本の父親の子に対する絶対的影響力はよく指摘される「事実」であり、「日本人」は何世代アメリカに住もうとも「日本人」であるといわれてきた。また、日本政府は在米日本人をアメリカの市民権の有無とはかかわりなく、「日本人」とみなしていると信じられた。「要するに、カリフォルニアは日本のズデーテン地方である」というのである³⁴。日本軍の急襲の恐れがあり、「不忠誠」分子を区

別で、第五列活動の危険性が高いのとするれば、西部特有の自警団思想が頭をもたげてくる⁸⁵。あるカリフォルニアのジャーナリストは、「カリフォルニア人は怒り狂っている」のである、「日本人に対して」、「われわれは今、一種危険な人々である」とカリフォルニアの排日感情を東部の有力紙に寄稿している⁸⁶ この過激な排日主義者から日系人を護る必要がある。これが第三の理由である。

このような日系人立ち退き論に対して、日本軍の空襲を恐れ、「日本生まれやアメリカ生まれの日本人の人間狩」を行なうのは、「敗北主義の泥沼」に陥ることであり、それは当局による適切な情報が不足しているからだというような批判は少なかった⁸⁷。

一方日系人は、個人として、また団体として、開戦後大統領に宛て、その忠誠を誓う書簡や電報を送付していた⁸⁸。なかでも北米沖繩協会（ロサンゼルス）は2月14日付で、「合衆国の戦争遂行に全面的に協力する」こと、「民主的キャンプで」合衆国とともに闘うと、訴えていた⁸⁹。こうした書簡をFDRが読んでいたとは思われないが、日系人から組織的反対の声が上がっていないことは、知っていたであろう。日系人の立ち退きをもたらす大統領令9066号を署名したとき、FDRは国民世論の意向に合致していたのである。

Ⅲ. 国民の指導者

日系二世の組織であるJACL（全米日系市民協会）は当初、大統領令9066号の意図する重大さにほとんど気づかなかったという⁹⁰。この大統領令にはどこにも人種による差別を示唆するような文言はなかった。しかし、かれらの楽観的な観測を裏切って、この大統領令を根拠に、西部防衛指令本部のジョン・ドワイト中将は3月2日、布告1号を発して防衛地区を設定し、日系人の立ち退きを決定した。このためケアリー・マックウィリアムズのような日系人の立ち退きに関する初期の研究では、政策決定の責任をドワイト中将に

求めている。しかし、立ち退き政策決定過程に詳細な分析が行なわれた今日、政策の立案・推進の主役は、陸軍省中堅幹部の文官、憲兵総司令官室付外国人課主任カール・ベンデットセン少佐であったことが判明している。かれ自ら、「日系人12万人の軍事地区からの立ち退きに関する方法を立案し、細部をまとめ、実施を指揮した」と記している⁹¹。西海岸出身のベンデットセンは、1981年11月2日の「戦時民間人再配置・収容に関する委員会」の証言でも、立ち退き政策の正当性を主張して譲らなかった。かれによれば、日本軍が侵攻してきたばあい、「日本人」が合衆国に忠誠を尽くすとは思えなかった。それが「人間性」なのだと述べた⁹²。

たとえベンデットセン少佐が実質的な立ち退き政策の立案・推進の中心人物であったとしても、かれが主張する⁹³ように、その政策の是非をめぐって司法省と交渉し、その反対を乗り越えたのは陸軍省の最高幹部たちであり、最終的に大統領令9066号を発したのはFDRである。しかもFDRは、大統領令の「いかなる、あるいは、すべての人々」が日系人を指すことを事前に了解して、署名したのである。かれは2月11日、支持を求めるスティムソン陸軍長官からの電話の問いあわせに対し、日系人の立ち退きに「非常に意欲的」で、かつ「[スティムソン]自身が最良と思ふ線で進め」と、いわば「白紙委任状」を与えていた⁹⁴。この時までスティムソン長官は、市民を含む立ち退きに迷いをもっていたので、FDRのこの積極的な対応がゴーサインとなり、市民を含めた日系人12万の立ち退き政策実施へと陸軍省幹部を走らせる結果になったといえる。

FDRの2月11日の電話での指示は、合衆国大統領として事の重大さを見誤っていたといえる。この点に関して、従来、FDRを弁護するような形で、おもに3点の理由を挙げられてきた。第一は、陸、海軍の最高司令官として多忙だったこと。実際、この日FDRは多忙を理由にスティムソン

陸軍長官との面談申し入れを断っている。実質的に日系人の立ち退きが決定された2月11日は、フィリピン大統領ケソン・イ・モリナからフィリピン中立提案の回答を求められていた⁴⁵。シンガポールは陥落寸前であった。第二は、官僚機構の性格上、現場を熟知する担当省庁の判断に依存せざるをえなかったこと。敵性外国人に関しては司法省の移民局、第五列活動に関しては司法省のFBI、海軍省のONI（海軍情報部）、陸軍省のG-2（陸軍情報局）、西海岸の防衛に関しては陸軍省の西部防衛指令部が責任部局である。そして最後に、大統領としてFDRには独自の判断を下しうる情報源がなかったこと。

とはいえ、これらの理由は、合衆国大統領としてのFDRの行政責任を軽減することにはならない。具体的な証拠によって個別的に立ち退きを迫るのではなく、日系人という理由で市民をも含めて大規模な立ち退きを実施することの、憲法上の可否をFDRは考慮すべきであった。俗にいう「大所高所から」、事の是非を最終的にチェックする責任があったわけである。多忙は理由にならない。市民権の侵害に鋭い問題意識があれば、自ら部下に命じて、その点を綿密に検討させていたはずである。1941年1月6日の有名な「四つの自由」演説で、国際的に市民としての権利の重要性を訴え、「市民としての自由の諸権利」を経済的側面にまで上げたといわれる大統領⁴⁶としては、皮肉である。

つぎに、FBIを中心として情報機関は、1941年半ばまでには日系人の“危険人物”のリストアップを完了、開戦後逮捕拘留し、FDRが大統領令9066号に署名する以前に、日本のスパイ網は破壊されていると判断を下していた⁴⁷。2月1日、FBI長官フーバーは司法長官ビドルに、日系人のスパイ・破壊活動を懸念する陸軍の主張を斥け、その情報収集能力を強く批判する報告書を送っていた⁴⁸。FBIとしては他の競合関係にある省庁からとやかくいわれるような仕事はしていないと

いう意気込みが伺われる。司法省の敵性外国人管理部門担当責任者エドワード・エニスと長官の補佐官ジェームズ・ロウはFBIの報告を受けて、憲法的見地から、陸軍省のペンデットセンらと対立していた。2月7日、ビドルはFDRと昼食をともにし、その席で、日系人問題を「かなり長く」論議した。ビドルは、「現時点で〔日系人の〕集団立ち退きは進言できないこと」、陸軍には作戦上の措置として立ち退きを実施する理由のないことを指摘した。FDRは、「敵の急襲攻撃のばあいには恐るべき第五列復讐の危険を充分認識している」と答え、論議を締め括った⁴⁹。アイアンズが推論するように、FDRの最後のコメントは、司法省が立ち退きに難色を示していることには顧慮せず、日系人の第五列活動をもっぱら危惧していたことを示しているといえよう。戦時の最高司令官としてFDRがそうした恐れを抱いていたのであれば、行政府の最高責任者として、一歩踏み込んで、立ち退きに関する司法上の問題点を検討するよう、ビドルに支持すべきはずであった。事実、東海岸の適性外国人たるドイツ人、イタリア人に対して大統領令9066号を発動させようという動きが陸軍省内に起ったとき、FDRは同号は西海岸の日系人だけを対象にしていると釘をさし、この動きをとめている⁵⁰。

ビドルは後年、FDRが日系人立ち退き政策の「重大性ないし意味合い」をあまり気にもとめていなかった、と回想している。戦時大統領の常として憲法問題には悩まなかったはずだ、と推測している⁵¹。しかしかれは司法長官として、憲法上問題のあることを、エニスやロウら部下の突き上げがあったにもかかわらず、大統領に明確に、強く、指摘しなかった。立ち退きに反対した2月17日の覚書にも、「日本人問題」に関して具体的証拠のないこと、立ち退き実施は司法省の権限外であること、立ち退きは軍事的にも、経済的にも、心理的にも大きな負担となることを大きな問題として、慎重な対応を進言するにとどまり、憲法問

題を提起しなかった⁵²。かりに市民を立ち退きさせることが陸軍の仕事だとしても、ドイツ人やイタリア人を除外し日系人だけを対象にする措置の根底に潜む「人種差別」の問題性を鋭く追求すべきであった。ところが逆に、署名の翌日には一転して、「純粋に軍事的必要性」があれば、人種的な差別を行なったとしても、それは戦時の大統領の権限の範中にある、とするローズヴェルト政権の法律顧問の弁護士3名による報告書を大統領に転送した⁵³。

第三に、FDRはジョン・フランクリン・カーターを通して独自の情報網を構築していた⁵⁴。そして、ミチ・ウェグリンが「極秘中の極秘にされた戦時機密」と呼ぶ⁵⁵「マンソン・レポート」を41年11月7日に得、早くもその翌日に陸軍長官に注目するよう、コピーを送付した⁵⁶。「西海岸の日本人」と題するレポートの論旨は、ウェグリンが指摘するように、日系人が合衆国に忠誠であることを論じたものであった。しかし、レポートは、読み手が日系人を日本人と同一視していたとすれば、ウェグリンとは別の解釈を可能とするものであった。レポートは軍事施設、港灣、ダム、橋などが無防備状態であることを詳細に報告している。そして「日本人は総体的に忠誠であるが、この海岸や内陸は遙か山岳地帯までは破壊活動にまったくの無防備状態にある。この一つの事実が放置されているかぎり、合衆国に暮らす日本人からの危険はないとは、無条件で表明することはできない」と結論している。日系人を一般的には忠誠だと捉えながらも、戦略上重要な地域に日系人が居住している危険性を指摘した点が、FDRの関心と呼び、陸軍長官にコピーを送付させたのであろう。かりに「戦時民間人再配置・収容に関する委員会」が推測するように、カーターの作成した5項目の要旨だけを読んでいたとすれば、日系人が忠誠だとするレポートの主張は全文を読んだ場合よりも遙かに弱くなったであろう。実際、「類まれにみるバランスのとれた」調査と評価されたの

はこの点であった⁵⁷。「マンソン・レポート」は、書き手の本意とは別の方向へ、受けての都合で解釈され、利用されてしまったといえる。

大統領としてのFDRの判断を狂わせた一因は、FDR自身もつ日本人に対する人種偏見と不信感であったといえる。かれは、同時代の多くのアメリカ人と同様、日本人と日系アメリカ人とを同一視していたと思われる。今日英語で“Japanese Americans”と呼ばれる日系人は、立ち退き実施当時は、市民である二世は“American-born Japanese”という表現が用いられた⁵⁸。前者の表現ではアメリカ市民だと認識されているが、後者では、たまたまアメリカで生れた日本人、すなわち敵性外国人の響きがある。FDRにとっても、日系市民は、「市民である日本から来た日本の人々」であった。このもってまわった表現が使われたのは、二世部隊がイタリア戦線で華々しい戦功をあげた後の、1944年11月21日のマスコミとの記者会見の席上である⁵⁹。

エレノア・ローズヴェルトによれば、FDRは早くから日本に対して根深い不信感を抱き、日本の太平洋制覇の野望から日米戦争の不可避だと予期していたという⁶⁰。確かにFDRは、1923年7月「我々は日本を信頼するか？」と題する論文を、『アジア』誌に発表し、アメリカの対日観の見直しを主張している。日本は過去の日本とは異なる。先の大戦で無傷であったアメリカと日本は、世界の再建と平和のために協力すべきであり、そのためにもアメリカは日本を信頼すべきだと主張した。1889年以来の日米対立の構図を認めた上で、かれの主張の論拠となったのは、日本がワシントン軍縮条約の精神にのっとり、次々と合意事項を実行している「事実」であった⁶¹。現実の行動で、相手が信頼できるかどうかを判断しているのである。その後の中国や満州における日本の行動から、FDRが再び日本に不信感を募らせ、日米戦争を予想するようになったとしても不思議はない。

FDRはまた、日本人に人種偏見を抱いていた

という。第二次大戦の連合国側の人種偏見を論じたクリストファー・ソーンによれば、FDRは在米イギリス公使ロナルド・キャンベルに対して、日本人の凶暴性はその基本的系種の頭蓋骨の発達が遅れているからだとして述べたという。FDRは、スミソニアン研究所のアレッシュ・ハードリチカ教授からこうした「学説」を学んでいた。教授はFDRに対し、1930年代初期から書簡を送り、日本の指導者が太平洋およびアジア地域から白人を追放しようとしており、断固これを阻止しなければならないと訴えていた。このようなハードリチカに、FDRは人種混合の研究を私的に依頼していた。かれが教授の「学説」を高く評価していた証左であろう。ハードリチカの間接報告は、日本人とヨーロッパ人の混血は悪い結果を生むというものであった。この人種混合の話を知り、イギリス公使の理解したところでは、極東の文明と秩序に良い結果を生むようなヨーロッパ=インドネシアの混血の人種を発達させられるかもしれない、しかし日本人はその固有の土地に隔離され、次第に衰えていくものとFDRは考えていた⁶²。

ソーンの論述からは公使がいつFDRからこの話を聞いたかは不明である。しかし、公使のこの話を伝える書簡が1942年8月5日、および6日付であることから、おそらく42年の7月末から8月初頭であろう。とすれば、日系人の立ち退き・収容が実施されているところである。このような文脈においてFDRの日系人集団強制立ち退き・収容施策を理解すれば、かれがこの政策実施にあたって、日系人を西海岸の排日暴動から護るといような「人道的な」理由づけを考慮していなかったことは明らかである。FDRは、日系人の立ち退き先は合衆国政府のいう婉曲的な「集合所」、「転住所」ではなく、「強制収容所」であった。1942年10月20日の記者会見で、「モンタナ〔の砂糖大根農場〕へ輸送される日本人はどこから来たのですか」という記者の質問に、「強制収容所」とだけ答えている⁶³。日系人を日本人とみなし、日本

人の凶暴性は生来の性質だとみなすFDRにとって、たとえ憲法上の問題点が懸念されたとしても、問題として表立って強く批判されないかぎり、日系人立ち退き論には毅然たる態度を示さなかったに違いない。立ち退き問題では「市民としての自由の諸権利」に関して、国民の指導者としての役割を果たす意図はなかったといえる。

IV. おわりに

清沢列はFDRが大統領に当選したときに、「フランクリン・テレン・ローズベルトは米国のデモクラシーが生みうる最上の、そして最大の政治家である」と称賛した。清沢は、FDRの「反対党とも議会で協調しうる」政治的手腕と、「算盤珠に乗ると思う時には、いつでも猛然として『闘士』になるの聡明さ」を買ったのである⁶⁴。FDRは確かにカリスマ的大統領であった。しかし、日系アメリカ人の集団強制立ち退き・収容問題においては、かれは世論を掌握していたが、世論を指導することには失敗した。かれ自身、日系人に対する時代の偏見を共有し、日系人を人種を理由として「強制収容所」に送ることに積極的に関与した。そして、日系人はアメリカに不忠誠だという一般世論の偏見に、公的承認を与え、偏見を助長させた。内陸部の人々は日系人の内陸部への移動、「自由立ち退き」に反発し、西海岸の人々は戦争後も日系人の帰還には反対の意志を示した。世論と、当局の政策とが悪い相乗効果を生んだといえる。

大統領令9066号は、アメリカ独立200年を祝う年の「悲しい記念日」、1976年2月19日に、フォード大統領の署名によって、1946年12月31日に遡って廃棄された⁶⁵。日系人は憲法修正第一条にのっとって、過去の過ちを匡し、苦痛からの救済を求めて、運動を展開した。紆余曲折はあったが、1988年8月10日、レーガン大統領は「日系アメリカ人の抑留は、まさにそれ、誤りであったと認めざるをえない」と述べて補償法に署名し、「ゆゆ

じき誤りを正すために「抑留」された日系人に対する補償を認め、アメリカの国家としての誠意を示した⁶⁶。

アメリカの民主主義は、権力機構に抑制と均衡のシステムを組み込み、権力が暴走することを抑制している。しかし、日系人の強制立ち退きのように、指導層も含めて社会全般がある偏見を共有するとき、このシステムは機能しなかった。外国人である日本人一世、およびアメリカ市民である二世の人権を護るべき司法省は、危険人物の排除を任務とするFBIの立場から反対論を進めたのであって、「市民としての自由の諸権利」を護る憲法論で大統領に反対したのではなかった。再考を促すはずの情報も、受けての偏見のために、「情報」としての本来の機能を果たさなかった。陸軍省の最高幹部たちは、日系人の人種的不忠誠を確信する中堅幹部の主張を斥けるだけの論拠をもたなかった。司法省は、司法を担当するとともに、政府の立場を護るという二重の役割をもっており、決定が下されれば、一転して、立ち退き政策を擁護する立場に立った。最高裁は「軍事的必要」を前面に押し出す政府の“立証”を追認した。日系人の立ち退きに最後まで反対した司法省のエニスが後年認めたように、憲法解釈ではビドルらの解釈が「正しい」と最高裁は判定したのであった⁶⁷。

アメリカ社会で現在、アメリカの文化や価値とは何かという論争が盛んである。これまでアメリカ統合の規範であったアングロ・アメリカンあるいはヨーロッパ中心の文化的尺度に対して、アフリカン・アメリカンなど他のエスニック集団から疑問が投げ掛けられ、教育全般の見直しも主張されている。また逆に、伝統的なアメリカ文化を「核文化」として保持すべきだとする反論も強い。いわゆる白人種もマイノリティーとなる危機感から、白人至上主義の台頭もみられる。文化的・社会的統合の規範をめぐるエスニック集団間の緊張と摩擦は、ときに暴力的な事件も発生させている。しかし、多数のエスニック集団を有するアメリカ

型民主社会では、こうした一見混乱と思われるような、激しい議論の応酬が「市民としての自由の諸権利」を護るためには必要なものではあるまいか。議論が一つの方向に収斂し、だれもがそれを当たり前と思ったとき、あるいは声高に反論しにくい状況が生まれたときに国家的危機の状況が重なると、抑制と均衡のシステムは機能を失う危険性が生ずる。

註

- 1 Rexford G. Tugwell, *The Democratic Roosevelt*, (Doubleday & Co., 1957).
- 2 日系人とは人種的には日本人と同じ血をひくが、国籍は日本ではない人々を指している。日系アメリカ人とは Japanese American の訳語であり、本来、アメリカの市民権をもつ日系人を意味する。しかし、日本人は戦後まで帰化不能外国人であった。日本に生れた場合、乳幼児期からアメリカで育ちアメリカを祖国とみなしていたとしても、アメリカ市民とはなれなかった。当初は出稼ぎで渡米したとしても、在米日本人の多くは開戦時までは、もし可能であったならば帰化していたであろうと思われる。そこで、とくに言及されていない場合には、日系人とは外国人永住者である一世と、市民である二世を含めて総称している。しかしアメリカでは、エスニック集団の一つとしての“Japanese”と日本の国民としての“Japanese”を一般に区別せず、どちらも同じ“Japanese”と表現してきた。同じ“Japanese”という言葉を使うことから来る混乱を配慮して、あるいは日系アメリカ人は“Japanese”ではないという認識から、近年では、日系人を中心に“Nikkei”という表現が使われるようになってきている。本稿では、引用の原文で“Japanese”が使われている場合には、国籍の配慮なく“Japanese”が使われたことを明確に示すために、“Japanese”を「日本人」と訳出した。
- 3 M. Glen Johnson, “The Contributions of Eleanor and Franklin Roosevelt to the Development of International Protection for Human Rights,” *Human Rights Quarterly*, 9-1, (1987), pp.19-48.
- 4 John L. DeWitt, *Final Report: Japanese Evacuation from the West Coast, 1942*, (U.S. Government Printing Office, 1943). 当時少佐であった Karl Bendetsen が実際の起草者であるといわれている。
- 5 Carey McWilliams, *Prejudice: Japanese Ame-*

- icans: *Symbol of Racial Intolerance*, (Little Brown, 1944).
- Morton Grodzins, *Americans Betrayed: Politics and the Japanese Evacuation*, (University of Chicago Press 1949).
- 6 Roger Daniels, "American Historians and East Asian Immigrants," *Pacific Historical Review*, 43 (November, 1974), p. 464.
- 7 "The Japanese American Evacuation and Resettlement Study" を統括した Dorothy Swaine と Grodzins との対立は, Peter T. Suzuki, "The University of California Japanese Evacuation and Resettlement Study: A Prolegomenon," *Dialectical Anthropology*, 10, (1986), pp. 189-213 と Yuji Ichioka ed., *Views from Within: The Japanese American Evacuation and Resettlement Study*, (University of California Press, 1989), pp. 18-19 参照。
- 8 Jacobus tenBroek, Edward Barnhart, Floyd Matson, *Prejudice, War and the Constitution*, (University of California Press, 1954).
- 9 Stetson Conn, "The Decision to Evacuate the Japanese from the Pacific Coast," Kent Greenfield ed., *Command Decisions*, (U. S. Department of the Army, Office of Military History, 1959).
- 10 Roger Daniels, *Concentration Camps USA: Japanese Americans and World War II*, (Holt, Rinehart and Winston, 1971).
- , *Concentration Camps: North America*, (Robert E. Krieger 1981).
- Allan R. Bosworth, *America's Concentration Camps*, (W. W. Norton, 1967).
- Michi Weglyn, *Years of Infamy: the Untold Story of America's Concentration Camps*, (Morrow Quill, 1976).
- 11 The Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians, *Personal Justice Denied*, (U. S. Government Printing Office, 1982), p. 18. 以後 P J D と略す。
- 12 James M. Burns, *Roosevelt: the Soldier of Freedom, 1940-1945*, (Harcourt Brace Jovanovich, 1970), pp. 606-608.
- 13 *Ibid.*, p. 210.
- 14 日系人の立ち退き問題に関して, 後年かれがどのように感じていたかについては, G. Edward White, "The Unacknowledged Lesson: Earl Warren and the Japanese Relocation Controversy," *Virginia Quarterly Review*, 55-4, (1979), pp. 613-629 を参照。
- 15 Daniels, *op. cit.*, (1981), p. 79.
- 16 Carey McWilliams, "Moving the West-Coast Japanese," *Harpers Magazine*, (September, 1942), pp. 359-369. 被立ち退き者の二世の立場から強制立ち退き・収容政策を調査, 糾弾したミチ・ウェグリンは, このマックウィアムズの見解を「信じ難い」と記述している。Weglyn, *op. cit.*, p. 113. しかし, マックウィリアムズは問題となったレポートにおいて, 民主主義と自由のための戦争において, また世界の有色人種とアメリカとの関係において, 「日本人」に公正な取り扱いが必要だと論じた。そして一世よりも二世のアメリカへの忠誠心を危ぶむ当局の見解を信じる事ができないと付記している。また, 日系人を排除しようとする経済的利害関係の有無を考慮しようとする姿勢がみられた。このような点を付言すべきであろう。
- 17 Daniels, *op. cit.*, (1981), p. 32.
- 18 Grodzins, *op. cit.*, p. 380.
- 19 tenBroek, *op. cit.*, pp. 349-350.
- 20 U. S. Government *Congressional Record*, 77th/1st Session, Dec. 8, 1941. 12月中にはこの発言以外に日系人に関する言及はない。
- 21 Peter Irons, *Justice at War*, (Oxford University Press, 1983), p. 6に引用。
- 22 Grodzins, *op. cit.*, p. 233.
- 23 Charles Iglehart, "Citizens Behind Barbed Wire," *the Nation*, June 6, 1942, pp. 649-651. かれは日系人の立ち退きに利益を受ける人々や組織が世論を煽ったこと, 当局が確固たる姿勢を示せば, 立ち退きは抑止できたであろうことを指摘している。また, 「現在の強制収容所」が戦後の日系人の追放に至るのは必至であり, そうなればアジア諸国民がアメリカに反発するであろうとも警告している。
- 24 PJD, pp. 57-58.
- 25 Irons, *op. cit.*, p. 19.
- 26 日米戦時交換船の交換予定者リストに対して, FBI を中心とした情報機関は「反対」を表明しているが, その理由は, 本文記載の組織の幹部であったことである。桑井輝子・村川庸子「収容所から日本へ」, 『況』15 (1990年1月), 209-210頁参照。
- 27 tenBroek, *op. cit.*, pp. 73-75, PJD, p. 71 & 377.
- 28 U. S. Government *Congressional Record*, 77th/2nd Session, pp. 1412-1413. 2月18日カリフォルニア州選出コストロ下院議員の発言に引用。Lippman

- はWarren から状況説明を得ていた。PJD, p. 80.
- 29 *Ibid.*, pp. 70-71.
- 30 進藤久美子「日系米人集団立ち退き政策に関する試論」『アメリカ研究』10, (1976), 147-149頁。
- 31 DeWitt, *op. cit.*, Foreward by Secretary of War.
- 32 U. S. Government *Congressional Record*, 77th/2nd Session, pp. 1412-1413. 2月18日カリフォルニア州選出コストロ下院議員の発言に引用。
- 33 引用はWarrenの証言。*National Defense Migration: Hearings before the Select Committee Investigating National Defense Migration House of Representatives* (NDM), 77th/2nd Session Pt 29, 30, 31 (1942), (Arno Press, 1978), p. 11015頁。Warren が証拠として提出した州内各地の警察署長の報告書も同様の偏見が表明されている。
- 34 "Rumbles From the Coast," *Time*, (Feb. 23, 1942), p. 14.
- 35 DeWitt, *op. cit.*, p. 9.
- 36 John Bruce, "California Gets Tough: The mood of the State as war draws closer," *New York Times Magazine*, March 15, 1942, 3, 39.
- 37 Louis Fischer, "West Coast Perspective," *Nation*, March 7, 1942, 276-277.
- 38 FDR Library (FDRL), Official File (OF), 197-A.
- 39 FDRL, OF 197-A. 2月19日付。W. D. Hassett から国務長官宛メモに添付。
- 40 ビル・ホソカワ著、猿谷要監修『120%の忠誠』(有斐閣, 1983年), 149-50頁。
- 41 Roger Daniels et. al. ed., *Japanese Americans from Relocation to Redress*, (University of Utah Press, 1986), p. 214に引用。
- 42 朝日新聞1981年11月4日朝刊。rons, *op. cit.*, p. 356. Daniels, (1986), p. 214-5のBendetsenの書簡参照。
- 43 Daniels, (1986), p. 214.
- 44 PJD, p. 79, Conn, *op. cit.*, pp. 131-132.
- 45 Burns, *op. cit.*, p. 216.
- 46 Johnson, *op. cit.*, pp. 19-27.
- 47 Irons, *op. cit.*, pp. 18-24.
- 48 PJD, pp. 64-65.
- 49 *Ibid.*, p. 78, Irons, *op. cit.*, p. 53.
- 50 PJD, p. 85.
- 51 Francis Biddle, *In Brief Authority*, (Doubleday, 1962), p. 219.
- 52 FDRL, President Secretary File (PSF) 74. Biddle から FDR 宛 2月17日付メモ。
- 53 Benjamin Cohen, Oscar Cox, Joseph Rauh の三人である。Irons, *op. cit.*, pp. 53-55. かれらもまた、後述するように、日系人は、ドイツ人やイタリア人の場合と異なり、白人の目には、外見上、忠誠・不忠誠の区別がつかないと論じていた。
- 54 PJD, p. 51.
- 55 Weglyn, *op. cit.*, p. 34.
- 56 FDRL, PSF 104. FDR から陸軍長官宛, 41年11月8日付メモ。
- 57 U. S. National Archives, Diplomatic Branch, Decimal File. Division of Far Eastern Affairs から Welles 宛, 41年11月10日付メモ。
- 58 DeWitt, *op. cit.*, p. 13や NDM, p. 10973のWarren 証言参照。
- 59 *Complete Presidential Press Conferences of Franklin D. Roosevelt: 1933-45* (CPPC FDR と略す), (Da Capo Press 1972), XXIV, 246.
- 60 Elenor Roosevelt, *This I Remember*, (Harper & Brothers 1949), p. 235.
- 61 Franklin D. Roosevelt, "Shall We Trust Japan," *Asia*, July 1923, pp. 475-478, 526-528.
- 62 Christopher Thorne, *Allies of a Kind: The United States, Britain, and the War Against Japan, 1941-45*, (Oxford University Press 1978), pp. 158, 167-168.
- 63 CPPC FDR, XX-157.
- 64 清沢「新大統領ローズベルト」, 『中央公論』, (1932年12月), 230-237頁。
- 65 ホソカワ, 前掲書, 397-398頁。
- 66 米国大使館広報部提供 "Official Text—Japanese-American Compensation Bill Signed." および Julie Johnson, "President Signs Law to Redress Wartime Wrong", *New York Times*, August 11, 1988参照。
- 67 Irons, *op. cit.*, pp. 382-385. 結局のところ自分たちには、最後まで踏み止まる勇気がなかったとも反省している。